

## 農薬使用規制に関する新法案

辻本 浩一郎

### <健康に対する意識の変化>

近年、健康に対する意識は世界的に高まっています。中でも食物の摂取による健康への影響は甚大であり、多くの国が関心を寄せています。経済的に余裕のある先進諸国は食品に対する規制の強化等を比較的容易に行えますが、発展途上国であるタイでは食品の規制の強化は簡単にできるものではありません。

しかし、この数年でタイ政府の国民の健康に対する意識は大きく変わりつつあります。2016年には、大手ディスカウントストアやスーパーマーケット等を対象に、販売されている野菜と果物の抜き取り調査が行われました。調査の内容は様々な種類の野菜や果物のサンプルを集め、残留農薬が基準値を超えるものがないかを調べるものでした。

集められたサンプル 158 点の6割弱から基準値を上回る残留農薬が検出され、タイ政府はこの結果を問題視しました。

### <特定の農薬の使用許可証>

この検査結果を受けて、2018年にはタイの農業・協同組合省により特定の農薬の使用を取り締まる法案が出されました。対象となる農薬は、グリフォセート、パラコート、クロルピリホスの3点となり、法案可決後の90日以降にこれらの農薬を使用する場合には許可証が必要となるという内容でした。

タイで農家を営んでいる人の数は500万人を超え、上記の農薬を使用している人は20万人以上います。許可証を取得するためには、政府から派遣された指導員に農薬の使用方法に関する指導を受ける必要があり、90日以内に20万人以上の人達に指導をするのは非現実的だと非難の声があがりました。

### <さらに厳しくなっていく新法案>

しかし、これら3点の農薬の使用に対する規制の動きは、さらに厳しいものとなっています。

タイの農業・協同組合省の次官である Mananya Thaisers 氏は上記3点の農薬の使用の危険性を訴え、農薬の使用そのものを2020年以降、禁止する法案を発表しました。

これらの農薬の使用は以前から多くの科学者達に危険視されており、使用禁止にすべきという声があがっていました。

中でもグリフォセートには発ガン性物質が含まれていることが確認されており現在50カ国以上の国で使用が禁止されています。



### <第一次産業への影響>

国民の健康の改善を望む多くの人達がこの新法案を歓迎している中、タイの農家の人達はこの法案に反対をしています。

農家が利益を上げるためには作物を害虫から守る必要があり、現段階においてこれらの農薬の使用は多くの農家にとって欠かせないものとなります。法案が可決された場合、多くの農家が経営に行き詰まりタイの第一次産業に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

結果、上記の農薬の危険性について科学的根拠に基づいて書かれたレポートが保健省から提出されたにも関わらず、国家食品委員会により、この法案は一度可決が延期されました。

しかしながら、その後、国家有害物質委員会が当該3品目の農薬の使用禁止を決定しました。農家はこれに反対しており、提訴する模様です。

当該3品目は4つのタイプに分類された有害物質の「タイプ3」から、より有害とされる「タイプ4」に指定され、製造、輸出入、所持が禁止されることとなります。使用禁止による生産コスト上昇を懸念する農家が反対していたため、決定が遅れました。反対派の農民団体は使用禁止の差し止めを求めて、行政裁判所に提訴するほか、委員会に再考を求めていく考えです。